

秋田県公報

目次

ページ

規則	温泉法施行細則の一部を改正する規則(六八・自然保護課)……………	1
----	----------------------------------	---

規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十八号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(昭和二十九年秋田県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二十号中「第5条第1項(第9条第2項)」を「第5条第2項(第9条第2項)において採用する回法第5条第2項」に改める。
様式第十六号を次のように改める。

様式第16号 温泉成分等の揭示(第12条関係)

温泉の成分、禁忌症、適応症

成 分	禁 忌 症、適 応 症	成分に影響を与える項目
1 源泉名	1 禁忌症	
2 泉 質	(1) 浴 用	
3 泉 温 { 源 泉 使用位置	(2) 飲 用	
4 温泉の成分	2 適応症	
5 温泉の分析年月日	(1) 浴 用	
6 分析機関の名称及び登録番号	(2) 飲 用	
	3 入浴の方法及び注意	
	4 飲用の方法及び注意	
	5 適応症、禁忌症決定年月日	
	6 決 定 者	

備考 成分に影響を与える項目の欄には、温泉法施行規則第6条第7号から第10号までに掲げる事項のうち該当するものを記載してください。

附 則
この規則は、平成十七年五月二十四日から施行する。

購読料 発行 秋 田 県
一月三千六百七十五円(税込)
秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田県松原市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766000
FAX 082-8766000
E-mail: matsubaransatsu.co.jp

